

## 目 次

### 公平委員会規則

ページ

- 2 新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… 1

## 公平委員会規則

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

令和元年 7 月 16 日

新潟県市町村総合事務組合公平委員会委員長 高 杉 幹 夫

### 新潟県市町村総合事務組合公平委員会規則第 2 号

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則（平成 16 年公平委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第 1（第 2 条関係）		別表第 1（第 2 条関係）	
8 佐渡市		8 佐渡市	
機 関	職	機 関	職
(略)		(略)	
長 部 局	課長 (略)	長 部 局	部長 副部長 課長 (略)
	(略)		(略)
教育委員会 事 務 局	(教育総務課関係) 人事担当の課長補佐 総務 係長	教育委員会 事 務 局	(学校教育課関係) 人事担当の課長補佐 総務 係長
(略)		(略)	

別表第2（第2条関係）

13 燕・弥彦総合事務組合

機 関	職
総務消防局	<u>総務消防局長 次長 課長</u> <u>主幹 センター長 参事</u> <u>課長補佐 センター次長</u> <u>(総務課関係)</u>
	<u>副参事（総務係及び財政係の</u> <u>職務を担当する職員に限</u> <u>る。） 総務係長 財政係長</u> <u>主査、主任及び主事（総務</u> <u>係及び財政係の職員に限</u> <u>る。）</u>

別表第2（第2条関係）

13 燕・弥彦総合事務組合

機 関	職
事務部局	事務局長 センター長

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。